

**「岡三にいがた証券の約款集」の改正内容  
(新旧対照表)**

以下のとおり、2025年7月1日付にて「岡三にいがた証券の約款集」を一部改正いたします。

**岡三にいがた証券の証券総合取引約款**

(下線部分変更)

新	旧
<b>第1章 証券総合取引</b>	<b>第1章 証券総合取引</b>
<p><b>第3条の2 共通番号の届出</b></p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、証券総合取引口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>1</u><u>6</u>項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 有価証券の保護預り取引</b></p> <p><b>第8条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(3) ( 現行どおり )</p> <p>(4) 当社は、上記(2)に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 株式等振替決済取引</b></p> <p><b>第32条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(4) ( 現行どおり )</p> <p>(5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの（<u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u>）については、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 国債振替決済取引</b></p> <p><b>第11条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(4) ( 現行どおり )</p> <p>(5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のため</p>	<p><b>第3条の2 共通番号の届出</b></p> <p>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、証券総合取引口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>1</u><u>5</u>項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 有価証券の保護預り取引</b></p> <p><b>第8条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(3) ( 省 略 )</p> <p>(4) 当社は、上記(2)に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 株式等振替決済取引</b></p> <p><b>第32条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(4) ( 省 略 )</p> <p>(5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記(2)の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 国債振替決済取引</b></p> <p><b>第11条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(4) ( 省 略 )</p> <p>(5) 当社は、上記(2)に定める残高照合のため</p>

新	旧
<p>の報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、上記（２）の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 章 一般債振替決済取引</b></p> <p><b>第 9 条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(4) ( 現行どおり )</p> <p>(5) 当社は、上記（２）に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、上記（２）の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 短期社債等振替決済取引</b></p> <p><b>第 9 条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(4) ( 現行どおり )</p> <p>(5) 当社は、上記（２）に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、上記（２）の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 章 投資信託受益権振替決済取引</b></p> <p><b>第 9 条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(4) ( 現行どおり )</p> <p>(5) 当社は、上記（２）に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、上記（２）の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>の報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記（２）の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 章 一般債振替決済取引</b></p> <p><b>第 9 条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(4) ( 省 略 )</p> <p>(5) 当社は、上記（２）に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記（２）の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 短期社債等振替決済取引</b></p> <p><b>第 9 条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(4) ( 省 略 )</p> <p>(5) 当社は、上記（２）に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記（２）の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 章 投資信託受益権振替決済取引</b></p> <p><b>第 9 条 お客様への連絡事項</b></p> <p>(1)～(4) ( 省 略 )</p> <p>(5) 当社は、上記（２）に定める残高照合のための報告のうち、次の①及び②に掲げる書面に記載されているものについては、上記（２）の規定にかかわらず、残高照合のための報告を行わないことがあります。</p> <p>① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面</p> <p>② 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

新	旧
<p><b>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</b></p> <p><b>第13条 注文の執行及び処理</b></p> <p>申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①～④ ( 現行どおり )</p> <p>⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時等交付書面等を送付します。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 雑則</b></p> <p><b>第23条 取引残高報告書の交付</b></p> <p>申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p> <p>3. ( 現行どおり )</p> <p><b>第24条 共通番号の届出</b></p> <p>申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p><b>第3章 外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い</b></p> <p><b>第13条 注文の執行及び処理</b></p> <p>申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>①～④ ( 省 略 )</p> <p>⑤ 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時交付書面等を送付します。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 雑則</b></p> <p><b>第23条 取引残高報告書の交付</b></p> <p>申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p> <p>3. ( 省 略 )</p> <p><b>第24条 共通番号の届出</b></p> <p>申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>